

一般財団法人飯田勤労者共済会会費等の猶予及び減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人飯田勤労者共済会会員規程第5条の2第1項の規定により会費及び負担金の猶予及び減免（以下、猶予等という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 猶予及び減免となる者（以下「減免等対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 何らかの外部的要因により、会費等が一時的に支払えなくなった者
- (2) 上記の理由の他、理事長が認めた者

(猶予及び減免の期間)

第3条 猶予等をする期間は、猶予等の決定があった翌日から起算して6か月間までとする。

(申請)

第4条 猶予等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会費等の（猶予・減免）申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない

(決定通知等)

第5条 理事長は、申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書等の審査を行うものとする。

- 2 前項の審査により猶予等の決定をしたときは、会費等の（猶予・減免）の（許可・不許可）決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 7月 1日から適用する。

様式第1号（要綱第4条関係）

令和 年 月 日

一般財団法人 飯田勤労者共済会
理事長 牧野光朗様

申請者 事業所名
(事業所番号)
事業所住所
代表者氏名 印
電話番号 ()

会費等の（猶予・減免）申請書

一般財団法人飯田勤労者共済会会員規程第5条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会費等の（猶予・減免）内容

2 理由

3 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第2号（要綱第5条の2関係）

令和 年 月 日

申 請 者
様

一般財団法人 飯田勤労者共済会
理事長 牧 野 光 朗

会費等の（猶予・減免）の（許可・不許可）決定書

令和 年 月 日付けで申請のあった会費等の（猶予・減免）について、一般財団法人飯田勤労者共済会会員規程第5条の2第1項により（許可・不許可）する。

記

- 1 会費等の（猶予・減免）内容
- 2 理 由
- 3 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 条件等
 - (1) 猶予期間中は、当共済会からの各種給付金等の請求はできないものとする。
 - (2) 猶予期間を過ぎても会費等の納入ができない場合は、職権により脱会させる。
 - (3) 猶予期間内に猶予の必要がなくなった場合は、速やかに猶予した期間の会費等を納入すること。